## 労働者災害補償保険

## 業務災害用

障害補償給付支給請求書障害特別支給金支給申請書障害特別一時金

	① 労 働 保 険	番号		④ 負傷又は発病年月日				
府県	所掌管轄 基幹番	号   校番号   氏 名		年 月 日				
		労生年月日	年 月 日 ( 歳)	午 前 時 分頃				
_:_	② 年 金 証 書 0			後 ⑤ 傷病の治癒した年月日				
管輔		番号者職種		年月日				
		の 所属事業場 名称·所在地		, , , , , ,				
6		<u> </u>						
				円 銭 				
				⑧ 特別給与の総額(年額)				
				円				
9	<ul><li>厚年等の年金証書の 基礎年金番号・年金コート</li></ul>		団被保険者資格の 取得年月日	年 月 日				
厚生		年 金 の 種 類	厚生年金保険法のイ、障害年金	口、障害厚生年金				
年~		年金の種類	国民年金法の イ、障害年金 船員保険法の障害年金	口、障害基礎年金				
年金保		障 害 等 級		級				
険 等	当該傷病に関して支給される	支給される年金の額		円				
の	年金の種類等	支給されることとなった年月日	年	月日				
受給		厚年等の年金証書の						
関係		基礎年金番号・年金コード						
		所 轄 年 金 事 務 所 等						
3	の者については、④、⑥から⑧	・ まで並びに⑨の①及び回に記載したと	おりであることを証明します。					
		事業の名称	電話(	) –				
_	年 月	事業場の所在地	₹	-				
		事業主の氏名		<b>(a)</b>				
(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名) 〔注意〕 ⑨の④及びΦについては、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。								
		nur.	かる場合に限り証明すること。 存障害がある場合には					
10	障害の部位及び状態	(的例 <del>首</del> のこわり)	の部位及び状態					
12	添付する書類 その他の資料名							
		( 支 郵店	※ 金融機関店舗コード					
	年金の払渡しを	金便等 融貯を 機金除	銀 行 ・ 金 庫 農 協・漁 協・信 組	本店·本所 出張所				
		関銀く	普通•当座 第	支店·支所 号				
(13)	年金の払渡しを   受ける   望 機   養金 機	郵支	※郵 便 局 コ ー ド					
	金融機具	便店 フ リ ガ ナ	1					
	又 は 郵 便 局	金人名	₩.Υ. +-w					
		歌郵	都道 市郡 府県 区					
		の局間金地帳の記号番号	第	号				
	障害補償	給付の支給を請求します。						
		給 金						
	で 事 特 別 支	年 金の支給を申請します。		<del>T –</del>				
	章 害 特 別 支		電話(	<del>T -</del> ) -				
L	ニ記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金		<del>T</del> –				
	=記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 住所 申請人 の	) -				
J	=記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 住所 申請人 の 氏名	) -				
	=記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 申請人 氏名 □本件手続を裏面に記載の	) -				
	=記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 住所 申請人 の 氏名	) -				
	:記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 申請人 の 氏名 □本件手続を裏面に記載の 個人番号	) -				
	:記により 障害特別支障害特別 障害特別 障害特別一	時 金	請求人 の 申請人 の 氏名 □本件手続を裏面に記載の 個人番号	) -				

## 様式第10号(裏面)

## [注意]

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ③の労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
- 4 ⑥には、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。
- 5 ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該 平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の 日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定し た平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出され ている場合を除く。)。
- 6 ⑧には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)。
- 7 請求人(申請人)が傷病補償年金を受けていた者であるときは、
  - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - (2) ②には、傷病補償年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 8 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
  - (1) ⑦には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - (2) ⑧は記載する必要がないこと。
  - (3) ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 9 ⑬については、障害補償年金又は障害特別年金の支給を受けることとなる場合において、障害補償年金又は 障害特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金 融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、障害補償年金又は障害特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の 支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞ れ記載すること。

なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。

- 10 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 11 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 12 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号
労務士 載欄				( )
市山 単以 作則				<del></del>